

【悪魔】 日本人夫婦の受精卵を懐胎した米国人の代理母が分娩した場合の親子関係について、最高裁の判断が今年の3月に出たそうですね。どのような事件なのですか？

【天使】 まず、生まれた子が日本人夫婦の遺伝子のみを受け継いでいることと、分娩を代理母が行ったことは疑いない。日本人夫婦と代理母との間には分娩を委託する契約が結ばれているが、それは米国の法律に則ったものだ。そして、米国の裁判所で米国法に基づき、日本人夫婦を両親とする決定が下され、出生証明書には日本人夫婦が両親として記載されている。

ところが、この日本人夫婦の行動がマスコミを通じて広く知られていたため、日本の区役所は、日本人夫婦が分娩をしていないことを理由に、子を実子とする出生届の受理を拒絶した。そこで、日本人夫婦が区役所に対して、出生届の受理を求めたのが今回の裁判だ。

【悪魔】 それで、肝心の親子関係の認定についてはどうなったのですか？ 米国の裁判所は日本人夫婦が両親だとしたのでしょうか？

悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

第7話

代理母による 分娩と親子関係

【天使】 外国の裁判所が外国の法律に基づいて下した判断を、日本の裁判所が受け入れるべきかがまず問題となる。

高裁は、契約の実情や、親子関係が国際的に不安定になる恐れなどを考慮して、米国の裁判所の判断を受け入れて日本人夫婦を親と考えるべきだとした。しかし、最高裁は、日本法の下では母子関係は分娩をもって決定すべきであり、米国の裁判所の判断は日本の公序に反するとして受け入れず、日本人夫婦が分娩をしていない以上、生まれた子は実子とは言えないとして、区役所が出生届を受理しなかったことは適法だ、としたわけだ。

【悪魔】 話が複雑で理解するのが難しいのですが、要するに、生まれた子どもの両親は誰なのですか？

【天使】 米国法上は日本人夫婦の子、日本法上は代理母の子、というずれが生じた関係になっている。父親との関係は遺伝的要素だけで決まるから、父親が日本人であることは疑いない

が、夫婦間で生まれた子としては扱われないから、改めて認知手続をしない限り、父子関係も生じないと考えざるを得ないな。

【悪魔】

親子関係が混乱することは問題だと言っていたはずの最高裁が、そんな複雑な結果になるような判断をして大丈夫なんですかね。ところで、どうして母親と子どもとの関係は、分娩の事実だけで決められるのですか？ 遺伝的要素を基に判断することも、十分可能ではありませんか？

【天使】

伝統的な説明では、分娩の事実はその三者による確定的な証明が得られやすいから、とされているようだ。最高裁の判断では、母子関係の認定は分娩の事実のみで足りるとの過去の判例が引用されているが、特に新たな説明が付け加えられているわけではない。

【悪魔】

ますます分らないですね。現在の技術を前提にするなら、分娩の際に立ち会った第三者の証言と、親子関係が争われた時点で採取される科学的証拠と、どちらが証明として確



からしいかは、何とも言えないと思いますよ。それに、法律上の親子関係というのは、要するに子どもに問題が起きたときの法的責任を誰に負わせるかの判断ですから、親子としての生活が成り立っている事実、つまり、遺伝でも分娩でもなくて「扶養」を基に考えることが、一番合理的ではないですかね。

【天使】

どのような要素をもって親子関係の本質と認めるべきかは、法律上の問題と共に、医学上、文化上の問題を併せ考えていく必要があるから、最高裁としては自己の判断を先行させることを回避したのかもしれない。最高裁の補足意見の中で、早急な立法的解決が求められる旨の提言が付されているゆえんだ。

【悪魔】

今後どのような法律を作って、親子関係の本質を何だと考えていくべきかということと、既に生まれている子の両親が誰かを現在の法律の下で判断することとは、全然別のことでしょうか？ 最高裁は、本来の職務であるはずの法律の解釈を、事実上放棄してしまっていないかですね。